

議会改革の動き

地方分権時代が進む中、全国的に議会の改革が進んでおり、本市議会でも、平成25年6月に議会改革特別委員会を設置し、まず議会の規範となる議会基本条例を制定しようと、活発な議論を行っています。そして、この条例案がまとまった段階で、市民のみなさんから、ご意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたしました。

今後これを受けて、改めて審議し、議会基本条例を本会議に提案する予定です。

なお、パブリックコメントの内容は、市議会のホームページに掲載しています。

意見交換会を開催しました

「議会基本条例」を中心に、みなさんのご意見をお伺いするため、平成26年5月15日(木)から同6月16日(月)まで、公共施設や市議会ホームページによりパブリックコメントを実施いたしました。さらに、その一環として、みなさまからのご質問や要望を直接お伺いできる機会を設けようと、同5月20日(火)19時30分から、中部住民センターにおいて意見交換会を開催いたしました。

議会が実施する市民のみなさんとの意見交換会などの催しは初めてで、試行錯誤のなか不手際もありましたが、「議員間討議をどのように行うのか。」「通年議会を実施する考えは。」「また「議員定数が多いのでは。」

など、条文ごとの質問や市の課題などについて、直接に参加者のみなさんと議会改革特別委員が対話することができ、たいへん有意義で熱い意見交換会となりました。



広報編集特別委員会管外視察報告

広報編集特別委員会は、平成26年4月17日と18日の2日間、議会だよりとインターネット中継などを利用した議会情報の発信をテーマに管外視察研修を行いました。1日目は、昨年度に議会だよりの改革でマニフェスト大賞を受賞された東京都あきる野市議会へ、2日目は、2年前の市役所庁舎新築移転に伴い、議会も最新の設備にされた東京都町田市議会へ行き、市民と市議会をつなぐ広報について、それぞれの取り組みを研修しました。



議場内モニター (町田市)

可決した意見書(要約)

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と国内対策の確立を求める意見書

2013年10月10日、熊本市で開催された外交会議で、「水銀に関する水俣条約」が採択された。この「条約」のもとで、水銀の輸出入規制、水銀含有製品の適正処理、水銀の管理保管システムの構築など、さまざまな取組みがすすめられることになる。

「条約」は締結した国が50ヶ国に達した時から90日後に発効するとされている。日本政府は、「条約」がすみやかに発効するように、日本における批准手続きをいそぎすすめるとともに、国際社会でリーダーシップを発揮すべきである。

よって、国及び政府におかれては、「水銀に関する水俣条約」の早期発効に向け、国際的な働き掛けを強化するとともに、法整備をはじめとした、水銀含有廃棄物の適正処理を確保するための実効性の高い枠組みを早期に確立することを強く求める。

「手話言語法」制定を求める意見書

2006年(平成18年)12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、国際的に認知された。

2011年(平成23年)8月に一部改正された「改正障害者基本法」では「全て障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

地方財政の充実・強化を求める意見書

国におかれては、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて以下の対策を講じるよう求める。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇の改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
- 3 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。
- 4 償却資産に係る固定資産税やゴルフ利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 6 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治・地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

平成25年度 政務活動費収支報告

政務活動費とは、京田辺市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派及び会派に所属しない議員(無党派議員)に対して交付されます。交付金額は、会派の場合、年度初日における会派所属議員数×年額18万円、無党派議員の場合、年度初日に在職する無党派議員一人年額18万円です。

会派名又は議員名(所属議員数)		一新会(6人)*1	日本共産党京田辺市議会議員団(5人)	自民・新栄会(3人)	民主党議員団(2人)	公明党(2人)	上田 毅(無党派)*2	次田 典子(無党派)	南部 登志子(無党派)	政務活動費を充てることができる経費の範囲 調査研究費 市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費(資料印刷費、交通費、宿泊費等) 研修費 研修会を開催するために必要な経費及び他団体等が開催する研修会の参加に要する経費(講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費等) 広報費 会派又は無党派議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費(広報紙・報告書等印刷費、会場費、交通費等) 広聴費 住民からの市政及び会派又は無党派議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費(資料印刷費、会場費、交通費等) 要請・陳情活動費 要請及び陳情活動を行うために必要な経費(資料印刷費、交通費、宿泊費等) 会議費 会派又は無党派議員が行う各種会議に要する経費及び他団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費等) 資料作成費 会派又は無党派議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料等) 資料購入費 会派又は無党派議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等) 人件費 会派又は無党派議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、賃金等) 事務所費 会派又は無党派議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費等)
収入	交付決定額	1,065,000	900,000	540,000	360,000	360,000	15,000	180,000	180,000	
支出科目	調査研究費	514,290	217,755	243,731	62,390	178,500	0	10,000	23,770	
	研修費	46,600	59,970	0	124,620	12,000	0	30,340	71,715	
	広報費	327,545	387,339	0	0	0	0	52,930	0	
	広聴費	2,860	2,540	0	0	0	0	0	0	
	要請・陳情活動費	1,920	0	0	0	0	0	0	0	
	会議費	0	650	0	0	0	0	0	0	
	資料作成費	315	105,000	0	246	0	0	0	0	
	資料購入費	25,167	86,301	0	186,101	65,720	0	86,915	20,700	
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所費	145,578	40,445	0	7,543	103,406	14,595	0	0	
支出合計額	1,064,275	900,000	243,731	380,900	359,626	14,595	180,185	116,185		
収支差引残額(返還額)	725	0	296,269	0	374	405	0	63,815		

※1 平成25年4月16日付で所属議員数が5人から6人に増員。
※2 平成25年4月16日付で一新会へ所属したため、4月分のみ。